

政令第四十六号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項を削る。

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

理由

法人土地・建物基本統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定を改める必要があるからである。